

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	農業経営基盤強化資金融資利子補給事業補助金
補助事業等の目標	農業の規模拡大等を行おうとする意欲ある農業者の借入金利息負担の軽減
補助事業等の対象者	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 13 条第 1 項に規定する認定農業者又は認定農業者に融資を行う金融機関
補助対象経費	農業経営基盤強化資金の融資を受けた認定農業者の支払利子
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	県の農業経営基盤強化資金利子助成事業補助金交付要綱（平成 7 年 3 月 27 日 6 農経第 479 号）第 2 に定める対象経費と同額 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの提出書類をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 8 年 7 月 1 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が 3 年を超える場合の理由】 認定農業者の営農規模拡大を継続して推進するため。
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補給期間は 25 年以内とする。 補助金の交付を受けようとする者は、下記の提出書類を市長に提出しなければならない。書類の提出部数は、正副 2 部とし、提出期限は 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に係るものにあつては当概年の 7 月 10 日、7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に係るものにあつては翌年 1 月 10 日とする。 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る関係書類、帳簿等を当該会計年度終了後 5 年間保存するものとする。

<b>提出書類</b>	(1) 農業経営基盤強化資金利子助成事業補助金交付申請書 (2) 農業経営基盤強化資金利子助成補助金計算書 (3) 収支精算書
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
<b>担当部署</b>	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正